

## 第2章 配慮書対象事業の目的及び内容

### 2.1 配慮書対象事業の名称

新ごみ処理施設整備事業

### 2.2 配慮書対象事業の経緯及び目的

唐津市が所有する中間処理施設（ごみ焼却施設、粗大ごみ・不燃ごみ処理施設）は、唐津市清掃センター（ごみ焼却施設、粗大ごみ・不燃ごみ処理施設）と唐津市向島焼却場がある。このうち、唐津市清掃センターは、施設の性能・機能の回復と延命化及びエネルギー利用の促進と温室効果ガスの削減を目的として、平成26年度から平成30年度に基幹的設備改良等事業を実施して稼働しているが、今後、施設の老朽化による改修等を繰り返すことで生ずるコスト増への対応や施設の安全性、適正処理の確保等、新たな施設の建設を検討しなければならない時期となっている。また、新ごみ処理施設が供用開始するまでには、環境影響評価や施設の設計・建設など概ね10年の期間が必要となる。

これらより、既存施設が稼働後40年を迎える時期を目途に、新たな一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）及びマテリアルリサイクル推進施設）の整備（令和18年4月供用開始を想定）を行うことを目的とする。

### 2.3 配慮書対象事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する

一般廃棄物処理施設であつて焼却により処理する施設の設置の事業

（佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号）別表 第17号に掲げる事業）

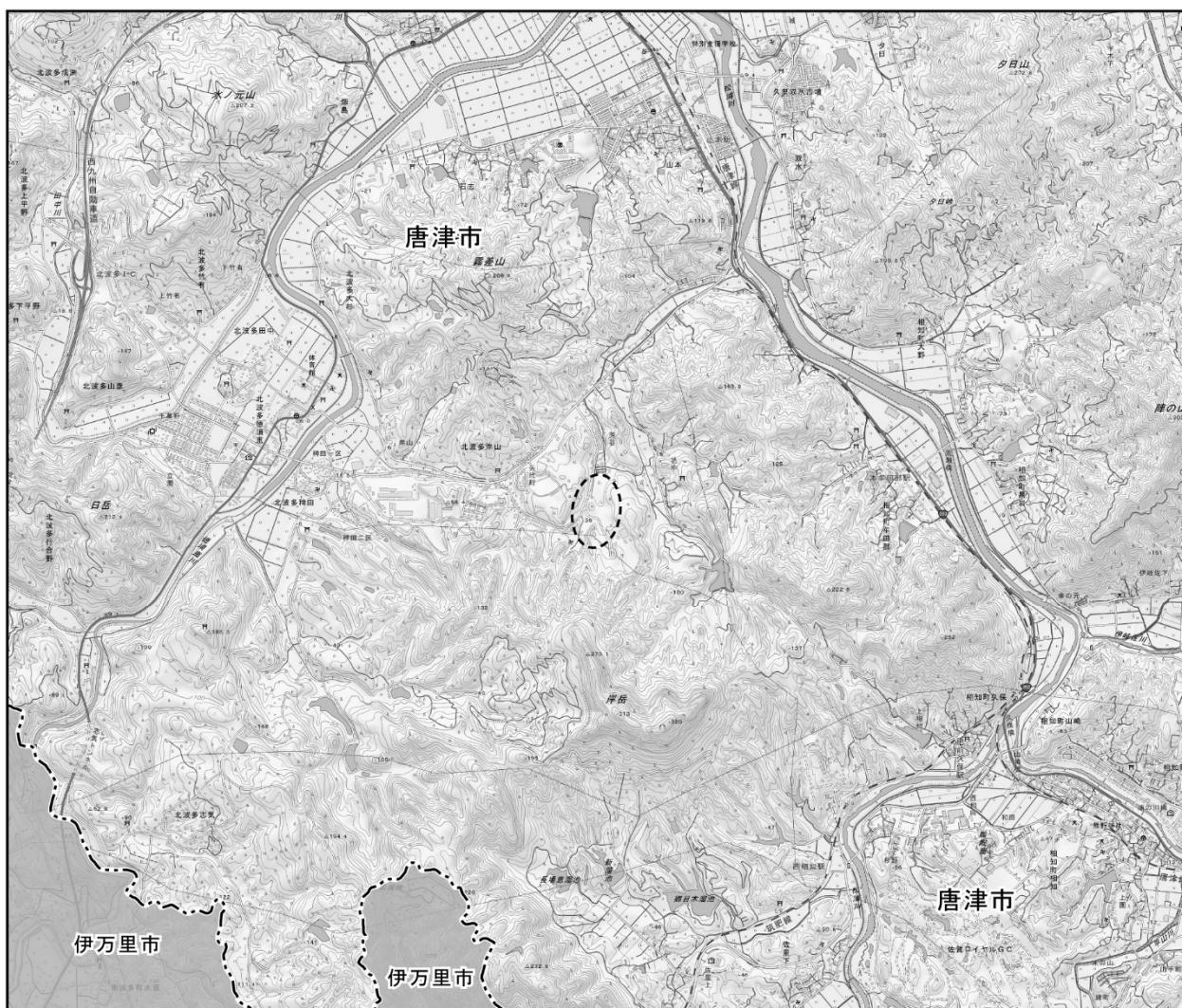
### 2.4 配慮書対象事業実施想定区域の位置

#### 2.4.1 配慮書対象事業実施想定区域の周囲概況

配慮書対象事業実施想定区域（以下、「事業実施想定区域」と言う）の位置及び面積は、表 2-1 に示すとおりである。

表 2-1 事業実施想定区域の位置及び面積

項目	内 容
事業実施想定区域の位置	唐津市北波多岸山地先 (図 2-1～図 2-3参照)
事業実施想定区域の面積	約 13.4 ha (※周辺の山林等の区域も含む)



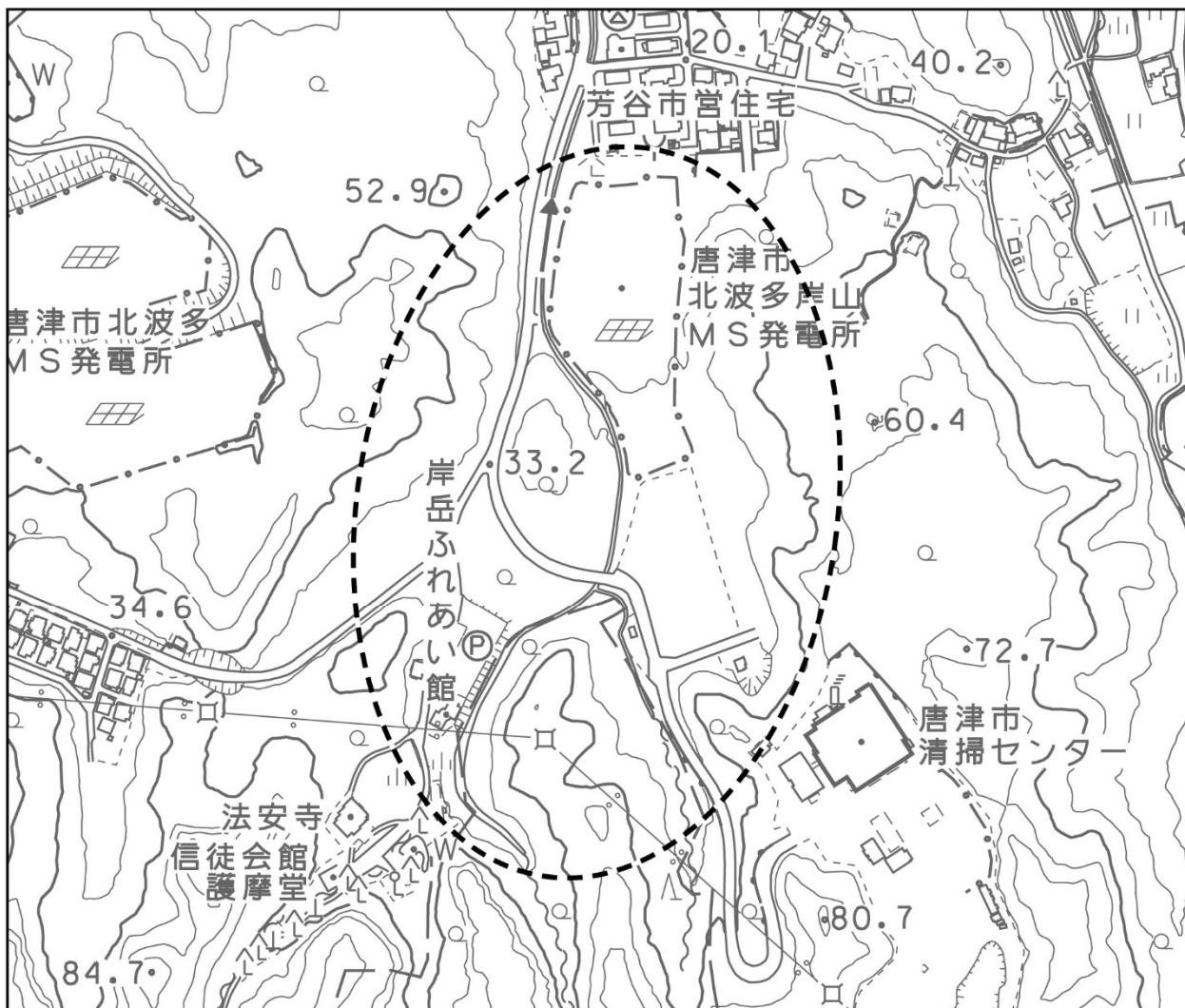
凡 例

事業実施想定区域

注) この地形図は、電子地形図 25000 (国土地理院)に情報を追記したものである。

1:50,000  
0 0.5 1.0 2.0 km  
N

図 2-1 事業実施想定区域位置図 (広域図)



凡 例

事業実施想定区域

注) この地形図は、「唐津デジタルマップ」  
を使用し情報を追記したものである。

1:5,000  
0 50 100 150 250 m  
N

図 2-2 事業実施想定区域位置図（拡大図）



凡 例

 事業実施想定区域

1:5,000  
0 50 100 150 250  
m

N

図 2-3 事業実施想定区域位置図（拡大図：航空写真）

## 2.4.2 配慮書対象事業実施想定区域選定の経緯

本事業の建設候補地は、図2-4に示す流れで検討を行った。

令和4年度において、市全域から抽出された仮建設候補地69箇所について、位置、面積、敷地形状等基本的状況と周辺状況を確認・整理し、本事業に適さない仮建設候補地を除外した後に、物理的制約や法的制約を勘案した絞り込み（一次選定）、その後防災面、環境面、経済面の特性からの比較・評価による絞り込み（二次選定）を行った。

その後、令和5年度において、二次選定にて選定された3つの建設候補地について、新ごみ処理施設建設候補地としての適性等から総合的に評価したうえで、建設候補地を選定した。

なお、当該建設候補地における具体的な敷地の範囲等は、施工性等も踏まえ、今後詳細を検討する予定である。

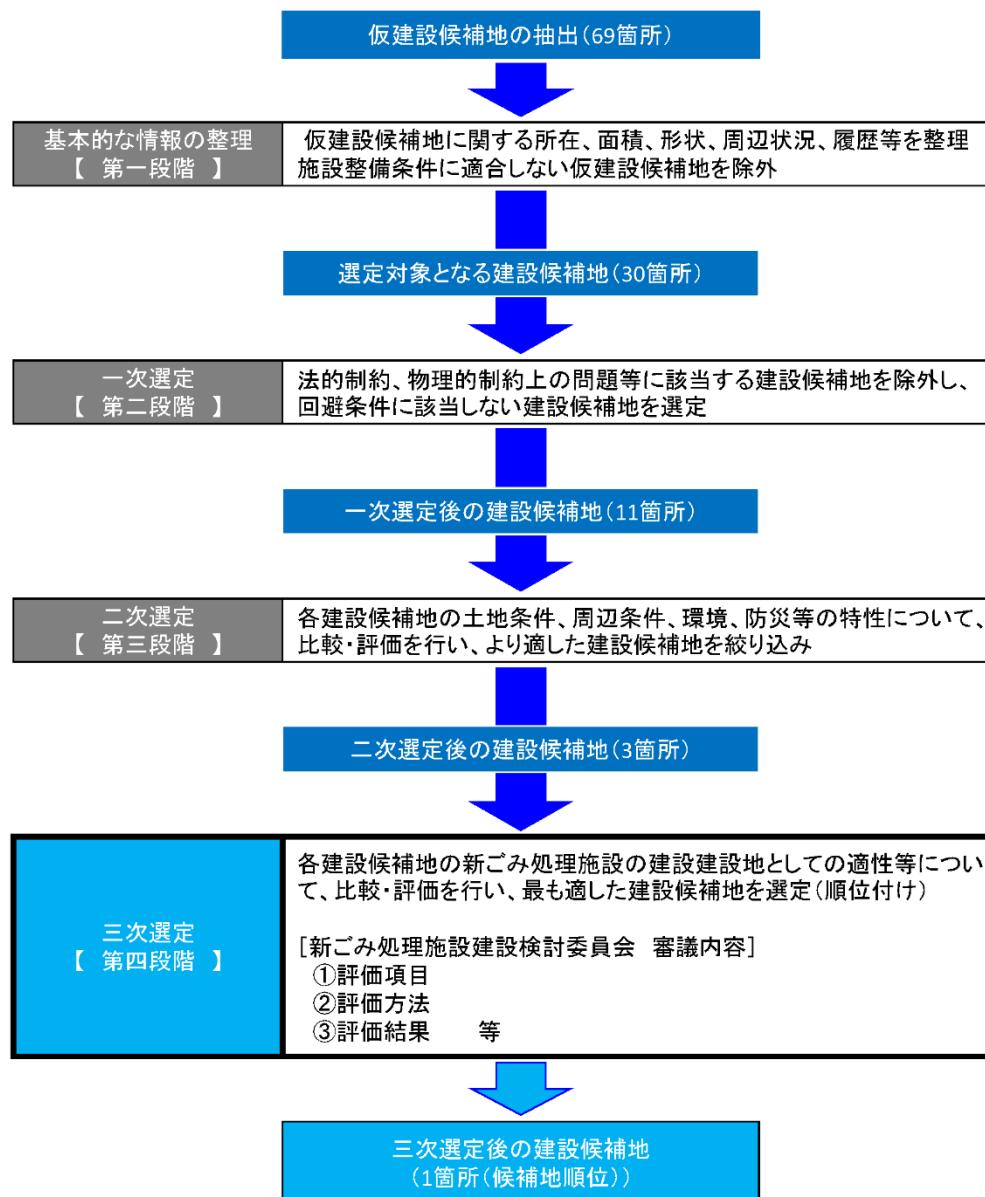


図2-4 建設候補地選定フロー

## 2.5 配慮書対象事業の規模等

### ＜条例対象施設の規模（処理能力）＞

- ・ごみ焼却施設：105 t/日（52.5t/日×2炉、24時間稼働）

注）現時点の想定であり、変更になる場合がある。

### ＜関連施設の規模（処理能力）＞

- ・マテリアルリサイクル推進施設：20.3 t/日
  - うち、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設：14.5 t/日
  - 資源化施設：5.8 t/日

注）現時点の想定であり、変更になる場合がある。

## 2.6 配慮書対象事業の工事計画の概要

想定する事業及び工事スケジュールは、表 2-2に示すとおりである。

工事は、敷地造成工事に約3年、施設の建設工事（設計期間を含む）に約5年程度を見込んでいる。詳細な施工工程等は今後検討する。

表 2-2 想定する事業及び工事スケジュール

年度	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
施設整備基本計画	■											
PFI 等導入可能性調査		■										
環境影響評価	■	■	■									
事業者選定				■	■							
工 事	敷地造成工事				■	■						
工 事	施設建設工事 <sup>注1)</sup>					■	■	■	■	■	■	

注 1) 設計期間を含む。

注 2) 現時点の想定であり、変更になる場合がある。

## 2.7 配慮書対象事業に係る主要な工作物の種類、規模、構造、配置計画等の概要

### 2.7.1 主要な工作物の種類、規模、構造

#### (1) 対象事業の規模等

##### ① 焼却施設の規模

対象事業であるごみ焼却施設の規模等の概要は、表 2-3に示すとおりである。

表 2-3 ごみ焼却施設の施設規模

項目	内 容
施設規模	105 t/日
処理対象ごみ量	27,616 t/年 (災害廃棄物を除く)
処理対象ごみ	もえるごみ (生活系、事業系)、 マテリアルリサイクル推進施設可燃残渣、 災害廃棄物

注) 現時点の想定であり、変更になる場合がある。

##### ② マテリアルリサイクル推進施設の規模

関連施設であるマテリアルリサイクル推進施設の規模等の概要は、表 2-4に示すとおりである。

表 2-4 マテリアルリサイクル推進施設の施設規模

項目	内 容
施設規模	20.3 t/日
処理対象ごみ量	4,251 t/年
処理対象ごみ	もえないごみ、粗大ごみ、資源物

注) 現時点の想定であり、変更になる場合がある。

## (2) 対象事業の概要

### 1) 施設整備の理念・基本方針

本市が新ごみ処理施設の整備を行ううえで定めた施設整備コンセプト及び当該コンセプトを踏まえた基本方針は、以下に示すとおりである。

#### 【施設整備コンセプト】

地域と未来をつなぐ『持続可能なゼロカーボン・リサイクル推進拠点』

#### ＜基本方針①＞ 環境保全に配慮した安全・安心な施設

- ✓ 生活環境の保全や公衆衛生の確保に不可欠な適正処理を行うとともに、最新技術を取り入れた安全対策や公害対策を講じることで、周辺への影響を最小限とし、施設の安全性が確保され、安心な施設を目指す。

#### ＜基本方針②＞ 効率的・経済的で持続可能な社会に貢献する施設

- ✓ 最新技術の導入による処理の効率化とともに、基幹的設備改良時や日常の維持管理時において、設備機器の保全・更新作業を容易とするなど、施設の維持管理上の障壁を可能な限り取り除くことで施設を長寿命化し、施設のライフサイクル全体で経済的な施設を目指す。

#### ＜基本方針③＞ 循環型社会及びゼロカーボンに寄与する施設

- ✓ ごみ処理に伴って発生するエネルギーを積極的に回収し、発電等による有効利用を図るとともに、プラスチック資源などの未利用資源の循環利用を促進すること、かつ省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの導入、温室効果ガス削減に寄与する最新技術の導入も視野に入れ、ゼロカーボンシティとして温室効果ガス削減目標の達成に資する施設を目指す。

#### ＜基本方針④＞ 災害時に安全が確保され地域の拠点となる施設

- ✓ 建設予定地の立地条件を考慮した施設の強靭化等の対策により、平時から災害時まで一貫した安全の確保が可能で地域の防災拠点となる施設を目指す。

#### ＜基本方針⑤＞ 環境教育・意識啓発に貢献する施設

- ✓ ごみ問題や地球環境問題について環境学習の場を提供し、ごみの減量化・資源化を通じて、循環型社会及び脱炭素化社会に対する意識啓発の推進を促すことができる環境教育に資する施設を目指す。

注) 現時点の方針であり、一部見直す場合がある。

## 2) 公害防止目標値

新ごみ処理施設が環境保全のために大気質に関する目標とする値（以下「公害防止目標値」という。）については、関係法令等の規制値（以下「法規制値」という。）及び既存の唐津市清掃センターの公害防止目標値と同等又はより厳しい基準とし、表 2-5に示すとおりとする。

表 2-5 大気質に係る法規制値及び新ごみ処理施設の公害防止目標値

項目	新ごみ処理施設 公害防止目標値	法規制値	唐津市清掃センター 公害防止目標値
ばいじん	0.01 g/Nm <sup>3</sup> 以下	0.04 g/Nm <sup>3</sup> 以下	0.02 g/Nm <sup>3</sup> 以下
硫黄酸化物	40ppm 以下	K 値=17.5*	50 ppm 以下
塩化水素	40ppm 以下	430 ppm 以下	100 ppm 以下
窒素酸化物	100 ppm 以下	250 ppm 以下	150 ppm 以下
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下	0.1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下	1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下
水銀	30 µg/Nm <sup>3</sup> 以下	30 µg/Nm <sup>3</sup> 以下	50 µg/Nm <sup>3</sup> 以下

注) \* : 硫黄酸化物に係る K 値規制は、各施設から排出される硫黄酸化物が拡散して着地する地点のうち、最大濃度となる地点での濃度を一定の値以下に抑えるという考え方に基づき、排出口の高さに応じて硫黄酸化物の許容限度を定める規制方式である。よって、煙突が低いほど、硫黄酸化物の排出量を少なくしなければならないこととなる。K 値規制は、工場地帯のようなところで、様々な施設がある中で、地域全体として管理することを主な目的としたものである。主に硫黄分の多い重油を多く使っていたバックグラウンドの高い地域の規制を厳しくすることを狙っていたため、地域ごとに規制値（K 値）が定められている。

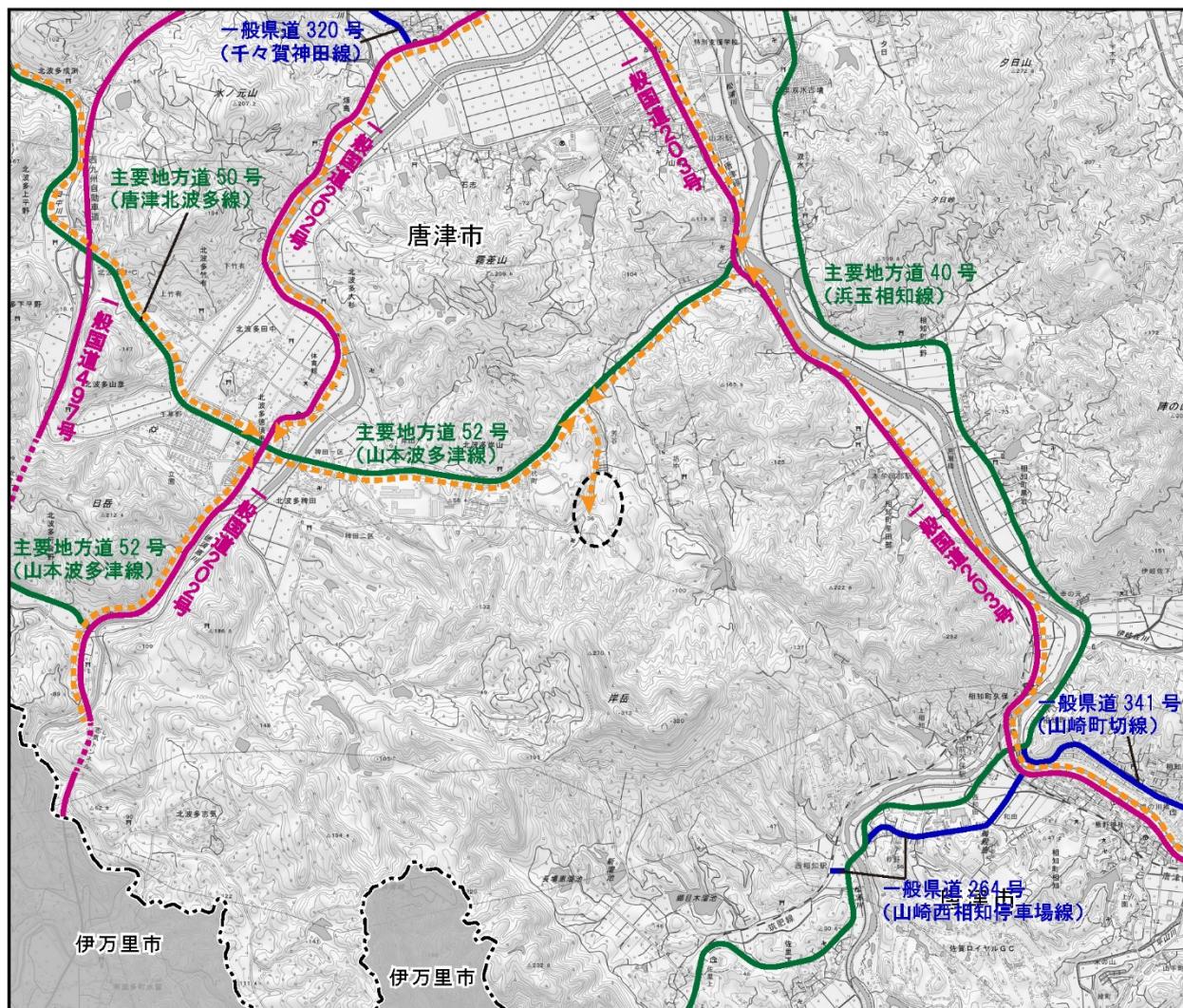
## 3) 排水計画

新ごみ処理施設から発生する施設排水は、施設内で処理後、公共下水道に放流する計画である。また、雨水については、事業実施想定区域に隣接する側溝を経由して公共用水域に放流する計画としている。

## 4) 関係車両の主要走行ルート計画

本事業に係る工事中の工事関係車両及び供用後における廃棄物等の運搬車両は、事業実施想定区域近傍では、主に一般国道203号及び主要地方道52号（山本波多津線）を走行する計画である。

事業実施想定区域周辺の道路の状況を図 2-5に示す。



#### 凡 例

- 事業実施想定区域
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 主要な走行ルート

1:50,000

0 0.5 1.0 2.0 km

N

注) この地形図は、電子地形図 25000 (国土地理院) に情報を追記したものである。

図 2-5 事業実施想定区域周辺の道路の状況

## 2.7.2 環境保全のための配慮事項

### (1) 環境配慮の方針

本事業の実施に当たっては、周辺住居地域への環境負荷や自然環境への影響を可能な限り低減する観点で、以下に示す環境配慮を検討する方針である。

#### ＜工事の実施＞

- ・ 土地の改変に伴う発生土砂は、極力事業実施想定区域内で再利用することを検討し、敷地外へ搬出する土砂運搬車両の台数を減らすことにより、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・ 工事用車両の走行に当たっては、安全運転の励行及び車両管理を徹底する。また、沿道の通行時間帯の分散に努め、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・ 工事用車両の洗浄を励行し、敷地内外の路面への土砂の堆積を防ぎ、粉じんの飛散防止に努める。また、強風時や砂じんの発生しやすい気象条件の場合には適時散水等の対策を講じる。
- ・ 建設工事に使用する建設機械（重機）は、周囲への騒音・振動・大気質の影響を極力低減するよう配慮する。
- ・ 工事用車両の運行に当たっては、規制速度の遵守や地元住民の優先走行等を徹底するよう運転手の教育・指導を徹底し、交通安全の確保にも十分に留意する。
- ・ 事業実施想定区域は人為的に造成された平地を主とした土地であるが、周辺エリアの改変が生じる場合には、自然環境への影響にも留意し、可能な限り改変面積を縮小するよう留意する。

#### ＜施設の存在・供用＞

- ・ 最新の排ガス処理設備の導入を検討すると共に、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことにより公害防止基準を遵守し、煙突から排出される大気汚染物質による周辺環境への影響を極力低減する。
- ・ 施設の稼働音が敷地外へ漏れるのを防ぐため、低騒音型の機器の採用、必要に応じて消音器の設置や防音扉の設置等の対策を行う。
- ・ 施設から発生する振動が周辺環境へ影響しないよう、低振動型の機器を採用するとともに、特に振動を発生する機器については、必要に応じて防振ゴムの設置や独立基礎とする等の対策を行う。
- ・ ごみピット内を負圧に保ち、臭気の外部漏洩を防止すると共に、ごみピットから発生する臭気は焼却炉の燃焼空気として吸引し、焼却炉内でごみと共に熱分解する。また、プラットホーム出入口には必要に応じエアカーテンを設置するなどの臭気の漏洩対策を検討する。
- ・ 施設排水は施設内で処理後、公共下水道に放流する。
- ・ 建屋及び煙突の形状及び配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。
- ・ 廃棄物等運搬車両の運行に当たっては、決められたルートを走行するほか、規制速度の遵守を行うよう運転手を教育・指導し、交通安全の確保にも十分に留意する。

## 2.8 複数案の設定

佐賀県環境影響評価技術指針（平成11年佐賀県告示第464号）によると、計画段階配慮事項についての検討に当たっては、配慮対象事業を実施する区域の位置、配慮書対象事業の規模又は配慮書対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する複数の案（以下「位置等に関する複数案」という。）を設定するものとされている。

本事業における位置等に関する複数案に係る検討結果を以下に示す。

- ・ **区域の位置**：事業実施想定区域は、唐津市全域から抽出された建設候補地について、物理的制約等を勘案した絞り込み（一次選定）、防災面等の特性からの比較・評価による絞り込み（二次選定）、新ごみ処理施設建設候補地としての適性等の総合的な評価による順位付け（三次選定）を経て、既に決定済みであるため、区域の位置に係る複数案は設定できない。
- ・ **事業の規模（施設の処理能力）**：対象地域における適切なごみ処理を行うため、必要十分な施設規模とする必要があることから、複数案は設定できない。
- ・ **建造物等の構造**：主に処理方式に関する施設の構造は、施設の根幹に関わる事項であり、安定稼働等の観点のもと、施設の基本計画として定める必要があることから、複数案の設定は困難である。ただし、排ガスの拡散を左右する「煙突の高さ」については、現時点において複数案の設定及び環境面からの影響比較・評価が可能であること、また、住民等の関心の高さや他事例での採用事例も参考に、建造物等の構造（煙突高さ）に係る複数案を検討・設定する。
- ・ **建造物等の配置**：敷地の造成計画（造成面の配置）については、候補地周辺における地形・地質条件等を踏まえつつ、用地取得・施工性・経済性等を勘案して単一案を選択・決定する方針であるため、複数案は設定できない。
- ・ **ゼロオプション**：長期にわたる安定的なごみ処理を行うためには、新ごみ処理施設の整備が必要不可欠であることから、本事業を実施しない案は複数案には含めないこととした。

これらより、環境面の影響に差異が生じることが考えられ、現時点で設定が可能な複数案として、表 2-6に示す「建造物等の構造に係る煙突高さ」を対象とした複数案を設定し、計画段階配慮事項の検討を行うこととした。

なお、設定する複数案（煙突高さ）以外の計画条件等については、今後の事業計画の深度化を踏まえて検討を行い、今後の方針書以降の段階で適切に環境影響の調査、予測・評価を行っていく。

表 2-6 複数案の設定（建造物等の構造：煙突高さに係る複数案）

	煙突高さ	概 要
A案	59 m	<ul style="list-style-type: none"><li>・既存施設の煙突高さと同様の高さ。</li><li>・景観への影響低減に留意した案。</li><li>・航空法の制約を受けない最大の高さ。</li><li>・全国的にも採用事例が最も多い高さ。</li></ul>
B案	80 m	<ul style="list-style-type: none"><li>・地元要望も踏まえ、既存施設と計画地地盤高の差異を既存施設の煙突高さに加算した概ねの高さ。</li><li>・排ガス拡散の促進に留意した案。</li><li>・煙突高さが59mを超える場合で、採用事例が比較的多い高さ。</li></ul>